

広域計画

計画期間：平成27年度～平成31年度【第4次】

北アルプス遊・交・学



北アルプス広域連合

ごあいさつ

広域連合は、地方自治法の規定に基づき、広域連合と関係市町村が事務事業を円滑に実施するための指針として広域計画を策定することとされております。

北アルプス広域連合は、平成12年2月の発足以来5年ごとに広域計画を策定及び変更しながら、各種の事務事業を実施してまいりました。今回、第3次広域計画の期間終了に伴い、平成27年度から31年度までの第4次広域計画を策定いたしました。

計画の策定に当たりましては、関係市町村の施策と整合性が保たれたものとするため、関係市町村及び県の現地機関で構成する計画策定委員会で協議を行い、具体的な内容の検討を重ね、策定を進めてまいりました。

計画の内容は、高齢化や人口減少がいつそう進む中、介護保険における地域包括ケアシステムの構築や、消防防災、広域ごみ処理の推進など、広域的な課題に地域を挙げて対応するものであります。

今後、計画に決めました基本的な指針や施策に基づきまして、広域連合と関係市町村は密接に連携しながら、大北地域の発展を目指してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成27年3月

北アルプス広域連合

広域連合長 **牛越 徹**

目 次

I	はじめに	1
II	総 論	
1	計画の概要	1
III	基本構想	
1	大北地域の将来像	3
2	事業の基本方針	4
3	広域計画の策定方針	4
IV	基本計画	
1	広域計画の期間及び改定に関する事	5
2	大北地域の広域行政の推進に関する事	6
3	ふるさと市町村圏事業の実施に関する事	8
4	広域的課題の調査研究に関する事	
ア	広域的な地域情報化の推進に関する事	10
イ	その他広域にわたる重要な課題で第19条に規定する広域連合長が別に定める事項に関する事	12
5	介護保険に関する事	13
6	消防に関する事(消防団に関する事務並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く)	15
7	広域的なごみ処理の推進に関する事	17
8	職員の共同研修及び派遣研修に関する事	20
9	広域的施設の設置、管理及び運営に関する事	
ア	葬祭場	21
イ	大北福祉会館	22
ウ	視聴覚ライブラリー	23
エ	養護老人ホーム(鹿島荘)	25
オ	介護老人保健施設(虹の家)	26
カ	認知症対応型共同生活介護を実施するための共同住宅(ひだまりの家)	27
キ	平日夜間急病医療センター	28
10	市立大町総合病院併設施設(感染症病床)の維持管理に関する事	29
11	病院群輪番制病院運営費補助事業に関する事	30
12	在宅当番医制補助事業に関する事	31
13	在宅歯科当番医制補助事業に関する事	32
14	福祉施設等の建設に対する財政援助に関する事	33
15	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、広域連合が処理することとされた事務に関する事	35
16	情報処理システムの共同設置及び管理運営に関する事	36
17	広域的な観光振興に関する事	38
18	養護老人ホーム等入所判定委員会に関する事	40
19	障害者総合支援法に基づく相談支援事業及び審査判定に関する事	41
20	関係市町村が行う公共土木事業に係る設計、積算及び工事監督に関する事務のうち該当市町村の長との協議により広域連合が処理することとなった事務に関する事	43
	資料	45

I はじめに

広域計画は、地方自治法第 291 条の 7 の規定に基づき、広域連合の処理する事務について策定するものであり、北アルプス広域連合は、広域連合設立の平成 12 年以降、第 1 次（平成 12 年度～16 年度）から第 3 次（平成 22 年度～26 年度）計画を策定しました。

また、大北地域は、昭和 46 年に広域市町村圏の指定を受け、当広域連合の前身である大北地域広域市町村圏事務組合が、広域行政圏計画策定要綱の規定に基づき、当地域の総合的かつ一体的な発展を図るために、大北地域広域市町村圏計画（第 1 次～第 3 次）を策定し、平成 4 年に、ふるさと市町村圏に選定されたことから、ふるさと市町村圏推進要綱の規定に基づき、大北地域広域市町村圏計画を大北地域ふるさと市町村圏計画（第 4 次～第 5 次）として策定してきました。

大北地域ふるさと市町村圏計画は、関係市町村の基本構想を基礎として、圏域の総合的、一体的な発展を図るために必要な事業について、当広域連合が担う事務と関係市町村が担う事務を一体的に策定したものです。

その後、国は、これまでの広域行政圏施策が当初の役割を終えたとして、広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱を平成 21 年 3 月末に廃止したことに伴い、当広域連合は、関係市町村との協議により、平成 24 年度以降の大北地域ふるさと市町村圏計画を策定しないこととしました。

第 3 次広域計画（平成 22 年度～26 年度）は、大北地域ふるさと市町村圏計画（平成 14 年度～23 年度）の計画期間と重複することから、計画策定において、広域連合の処理する事務の計画だけではなく、大北地域の将来像を掲げ、大北地域の一体的な発展を図る計画としました。

本広域計画（第 4 次、平成 27 年度～31 年度）は、第 3 次広域計画（平成 22 年度～26 年度）で掲げた将来像を継承し、大北地域が一体的に発展していくための計画として策定します。

II 総 論

1 計画の概要

(1) 広域計画策定の趣旨

北アルプス広域連合（以下「広域連合」という。）は、長野県北西部に位置する大町市・池田町・松川村・八坂村・美麻村・白馬村・小谷村（以下「関係市町村」という。）の 1 市 1 町 5 村により大北地域の広域行政を推進するため、平成 12 年 2 月 1 日に設立されました。

その後、平成 18 年 1 月に、大町市、八坂村、美麻村の 3 市村が合併し、新しい大町市が誕生したことにより、現在は 1 市 1 町 3 村により構成されています。

北アルプス広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、広域連合の設立に伴い、地方自治法第 291 条の 7 の規定に基づき策定するもので、この策定に当たっては、関係市町村の基本構想や法律の規定による計画等との調和が保たれた

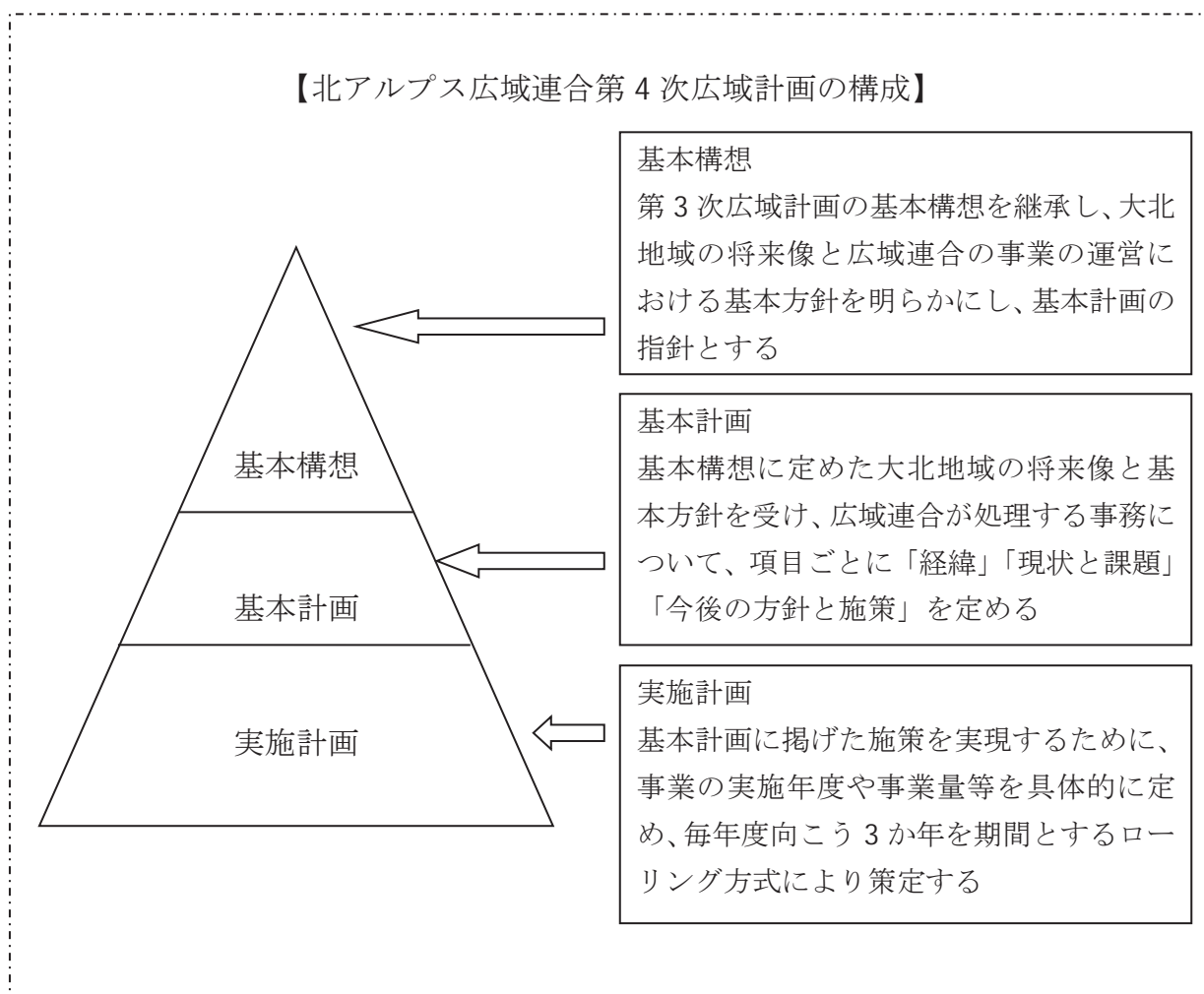
ものとし、広域連合が掲げる目標や事務処理の方針を具体的に示し、広域連合や関係市町村が事務処理を行っていくための指針とするものです。

(2) 広域計画の期間及び改定

広域計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。ただし、社会情勢等の変化に対応するため、広域連合長が認めるときは、随時改定を行うものとします。

(3) 広域計画の構成

広域計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成します。なお、実施計画は別途策定することとします。



Ⅲ 基本構想

1 大北地域の将来像

少子高齢化及び人口減少社会へ対応した保健・福祉・医療の充実や、安心安全な社会生活基盤の整備等、さまざまな課題への取り組みなど、広域的な課題に対応するための長期的な視点に立った大北地域の将来像が求められています。

第3次広域計画（平成22年度～26年度）は、大北地域ふるさと市町村圏計画（平成14年度～23年度）の目指す地域の将来像を共有し策定しました。

本広域計画は、引き続き、第3次広域計画の将来像を継承し、大北地域の均衡ある発展を目指すため、次のとおり地域の将来像を定めます。

大北地域の将来像

雄大な北アルプスと共に
活力と夢あふれる心豊かな地域をめざして

5つの柱

- 美しい自然と共存する安全で快適な地域づくり
（生活環境・生活基盤）
- 安心して暮らすことができる心あたたかな地域づくり
（保健・医療・福祉）
- 自立した心、創造する力を育む地域づくり
（教育・文化）
- 恵まれた資源と知恵を共有し、活力あふれる地域づくり
（産業、振興）
- 住民主役を基調に誇り高く、夢をかなえる地域づくり
（地域、社会参加）

2 事業の基本方針

(1) 広域事業の計画的・効率的な実施

広域連合で処理する事務については、関係市町村との連携のもと、実施状況を常に把握しながら、点検・評価を実施し、計画的かつ効率的な運営に努めます。

(2) 新たな行政事務の広域化

県、関係市町村との連携を密にして、広域的な課題に対応した調査研究を進め、効率的な行政サービスと行政改革の推進を図ります。

3 広域計画の策定方針

多様化する広域行政需要に適切に対応するため、広域連合と関係市町村とが北アルプス広域連合規約に基づき進めていく事務事業について、その経緯、現状と課題、今後の方針と施策を示すものとします。

- ・ 広域計画の計画期間は、原則として、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年とします。
- ・ 計画の策定は、関係市町村の基本構想や法定計画等との調和が保たれたものとします。
- ・ 計画策定のため、関係市町村及び県現地機関の企画担当で組織する広域計画策定委員会、また、その下に関係市町村の各担当で組織する課題別部会を設置して検討するものとします。

IV 基本計画

1 広域計画の期間及び改定に関すること

(1) 経緯

前回の計画期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間として、事務事業の執行、調査研究等を進めてきました。

(2) 現状と課題

今後、関係市町村との協議により広域計画の見直しが必要となる場合もあります。

(3) 今後の方針と施策

広域計画の期間は、原則として、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とし、その後 5 年毎の見直しを計画期間満了前に行います。

今後、状況の急激な変化や事務の追加等により、計画内容の変更が必要な場合は、見直しを行います。

2 大北地域の広域行政の推進に関すること

(1) 経緯

大北地域は、昭和 46 年に県から広域市町村圏の指定を受け、当広域連合の前身である大北地域広域市町村圏事務組合が、昭和 47 年に大北地域広域市町村圏計画を策定し、当地域の総合的かつ一体的な発展の一役を担ってきました。

平成 12 年 2 月 1 日に北アルプス広域連合を設立、広域計画を策定し、当地域の一体的な発展と住民の福祉、行政サービスの向上をめざして、介護保険や広域消防などの広域行政を推進してきました。

国は、これまでの広域行政圏施策が当初の役割を終えたとして、広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱を平成 21 年 3 月末に廃止し、新たな広域行政圏施策として、定住自立圏構想推進要綱を定めました。

これを受けて広域連合は、関係市町村との協議により、24 年度からの大北地域ふるさと市町村圏計画は策定しないことにしました。なお、基本構想については、広域計画の中に位置付けました。

大北地域の広域行政のあゆみ

年 月	内 容
昭和 46 年 8 月	大北地域広域市町村圏事務組合設立
47 年 3 月	大北地域広域市町村圏計画策定(基本構想 昭和 47 年度～60 年度)
56 年 3 月	大北地域新広域市町村圏計画策定(基本構想 昭和 56 年度～平成 2 年度)
平成 3 年 3 月	大北地域新広域市町村圏計画策定(基本構想 平成 3 年度～12 年度)
4 年 9 月	ふるさと市町村圏に選定 基金造成
8 年 3 月	大北地域ふるさと市町村圏計画策定(基本構想 平成 8 年度～17 年度)
8 年 4 月	北アルプス広域行政組合設立
12 年 2 月	北アルプス広域連合設立 北アルプス広域連合広域計画策定(平成 12 年度～16 年度)
14 年 9 月	大北地域ふるさと市町村圏計画策定(基本構想 平成 14 年度～23 年度)
17 年 2 月	北アルプス広域連合広域計画策定(平成 17 年度～21 年度)
22 年 2 月	北アルプス広域連合広域計画策定(平成 22 年度～26 年度)

(2) 現状と課題

少子高齢化及び人口減少による地域の活力の低下など、地域経済にとって大きな変革の時代を迎えています。

高速交通網の基盤整備や、インターネットなどの情報通信基盤の普及発展等により、地域住民の日常生活や社会活動の行動範囲が拡大しており、これまで以上に市町村の枠を超えた広域的な連携を図ることが求められています。

国は、平成 21 年 3 月に広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱を廃止し、地域活性化の取り組みとしての定住自立圏構想の仕組みを推進しています。

中心市と周辺市町村が相互に連携し協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とした定住自立圏構想の要件(中心市の人口及び昼夜間人口比率等)に、当地域は該当しておりませんが、当地域の自主的な取り組みとして、広域連合と関係市町村は、引き続き、今後の広域連携のあり方について協議していくことが必要となっています。

(3) 今後の方針と施策

当広域連合が策定した大北地域ふるさと市町村圏計画で目指した大北地域の将来像については、当地域が一体的に発展していくための視点として継承することとします。

広域連合と関係市町村は、大北地域の将来像の実現に向け、国・県との連携を図るとともに、広域的な事務事業を実施し、当地域の一体的な発展を目指します。

3 ふるさと市町村圏事業の実施に関すること

(1) 経緯

大北地域が、平成4年に県から「ふるさと市町村圏」に選定されたことを受け、関係市町村の出資及び県の助成により10億円の「大北地域ふるさと市町村圏基金」を造成しました。広域連合は、当地域の一体的な発展を図ることを基本理念に、その運用益を活用して広報紙の発行、関係市町村の活性化に寄与する事業への補助及びホームページの開設等のソフト事業を展開し、当地域の活性化に取り組んできました。

近年の低金利に伴い平成11年には旧自治省からの事務連絡により、基金の一部を取崩して目的事業の財源とすることが可能となり、関係市町村の財政負担の軽減を図るため、平成17年度から20年度までの4年間に3億6,600万円を取崩し、介護保険や常備消防等の事業の財源として、市町村負担の軽減のために役立ててきました。

また、平成23年度と24年度において、特別養護老人ホームの改築補助事業等について、関係市町村の年度間における財政負担の平準化を図るために、総額1億4,538万3千円の貸付事業を行いました。

ふるさと市町村圏基金状況表（平成26年3月末）

単位：千円

区分 市町村	平成4.5年 度出資金	平成17年 度取崩し	平成18年 度取崩し	平成19年 度取崩し	平成20年 度取崩し	現出資額
大町市	449,710	54,965	49,969	44,971	32,979	266,826
池田町	140,744	17,202	15,638	14,075	10,321	83,508
松川村	117,867	14,406	13,096	11,787	8,644	69,934
白馬村	117,704	14,386	13,078	11,770	8,632	69,838
小谷村	73,975	9,041	8,219	7,397	5,424	43,894
長野県	100,000	—	—	—	—	100,000
合計	1,000,000	110,000	100,000	90,000	66,000	634,000

大町市は平成18年1月1日の市町村合併により、旧八坂村・旧美麻村分の出資金を含む

(2) 現状と課題

基金運用は、平成14年12月に預金保険法が改正され、平成17年4月以降は利息が付されない等の一定の条件を満たす決済用預金のみ全額保護されることとなり、より一層運用益が見込めない状況となりました。

しかし、広域連合に対する地域住民及び関係市町村の期待も大きいことから、今後も可能な限り財源の確保を図るとともに、当地域の振興につながる事業展開に努める必要があります。

ふるさと市町村圏基金の取扱いについては、「定住自立圏構想推進要綱」の制定

に伴い、広域連合及び関係市町村の事業実施に必要な限度において財源充当ができることになりました。

(3) 今後の方針と施策

実施計画に記載された事業を推進するため、ふるさと市町村圏基金の財源充当を含めた運用計画について検討します。

今後、基金運用益が減少することが見込まれることから、当地域の全体的な振興を図るための事業を再検討します。

事業実施については、関係市町村と連絡を密にし、相互協力により事業を進め、当地域の一体的な発展を図ります。

4 広域的課題の調査研究に関すること

ア 広域的な地域情報化の推進に関すること

(1) 経緯

大北地域では、平成3年8月に「大北地域テレトピア基本計画」を策定し、地域情報基盤整備に向け、国からテレトピアモデル都市の指定を受け、「うるおいに満ち、美しい自然と心豊かな人々が織りなす、生き生きとした大北」を理念に、「大北地域テレトピア推進会議」において、情報通信システムの構築を目指して調査研究を行ってきました。

平成12年度の介護保険施行に際して、「広域電算ネットワーク検討委員会」を設置・検討を行い、介護保険システム広域ネットワークを構築し、事務処理の効率化を図ってきました。

平成15年度には、継続的・総合的に地域情報化の推進を図るため、関係市町村の情報化担当者等で構成する「広域的な地域情報化推進会議」を組織し、総合行政ネットワーク(LGWAN)や電子自治体などに関する調査研究を行い、その後、以下のような調査研究を実施しました。

平成21年度

- ・各種業務システムの情報処理機器の共同利用化に関する情報共有
- ・基幹系システムの共同利用の検討開始

平成22年度

- ・戸籍情報システム及び住民基本台帳ネットワークシステムの共同利用の検討開始
- ・情報系システムの共同利用の検討開始

(2) 現状と課題

新たな情報処理技術及び情報施策による業務システムの共同利用による効率的・効果的なシステム構築などの調査研究が引き続き必要となっています。

また、長野県市町村自治振興組合において、基幹系システムの全県対象とした共同利用の最初の運用開始が平成28年1月に予定されていますが、関係市町村は当広域連合とともに、当地域において共同利用した基幹系システムの継続利用を選択しました。今後、二次調達扱いとなっている情報系システム等への共同利用の参加等について検討する必要があります。

(3) 今後の方針と施策

引き続き、次の項目について、具体的な調査研究を推進します。

- 1 広域的な地域情報化の推進に関する事項
- 2 関係市町村の地域情報化に関する情報交換や課題に関する事項
- 3 国等が推進するICT関連事業等に関する事項

- 4 総合行政ネットワークの管理運営や電子自治体システムの構築に関する事項
- 5 業務システムの共同設置及び利用に関する事項
- 6 長野県市町村自治振興組合が行うシステム共同利用に関する事項
- 7 その他地域情報化に関する必要事項

イ その他広域にわたる重要な課題で第19条に規定する広域連合長が別に定める事項に関すること

(1) 経緯

日常生活圏の拡大、少子高齢化及び人口減少、高度情報化などが進むなか、多様化、高度化する住民ニーズに対応するため、広域的な課題についての調査研究に取り組んできました。

(2) 現状と課題

引き続き、社会情勢の変化に柔軟に対応し、住民サービスの向上、個性ある地域づくりを進めるために、新たに生じる課題について、柔軟かつ迅速に対応し、計画的、一体的な地域づくりを進める必要があります。

(3) 今後の方針と施策

広域的な住民サービスの推進のため、住民の意見などを反映するなかで、関係市町村及び関係機関と連携を図り、広域的な課題が発生した場合には調査研究を行います。

5 介護保険に関すること

(1) 経緯

高齢化社会における介護問題の解決を図るために、平成9年12月に国民の共同連帯の理念に基づき、介護問題を社会全体で支える仕組みとして、介護保険法が制定されました。

介護保険法の制定に伴い、平成10年9月に下記の事項を目標として、北アルプス広域連合の前身である北アルプス広域行政組合が介護保険の保険者となることが、関係市町村において合意されました。

- 1 広域内の住民が同じ負担で同じ介護サービスを受けられる体制整備
- 2 介護認定の客観性と公平性の確保
- 3 保険財政基盤の安定化
- 4 介護保険事務の効率化による、関係市町村事務の軽減と効率化

平成10年11月に介護保険事務に関するワーキンググループの設置、平成11年2月に介護保険事業計画作成委員会の設置、同年10月に準備介護認定開始、平成12年2月に「第1期介護保険事業計画(平成12年度～平成16年度)」の作成が行われました。

また、平成18年から実施された地域支援事業については、市町村地域包括支援センターに委託し、「介護予防事業」「包括的支援事業」及び「任意事業」の3つの事業を実施しています。

その後、住み慣れた地域での生活を支えるために、地域密着型サービスが導入されるなど、新たなサービスも加わり、現在に至っています。

(2) 現状と課題

大北地域における、平成25年10月1日現在の高齢化率は、県平均が28.3%であるのに対して3.4ポイント増の31.7%となっています。

高齢化率の増加に伴い、介護を必要とする要介護認定者も増加しており、今後の人口動向によると、高齢化率の増加に呼応して要介護認定者の増加が予測されます。

要介護認定者数は、介護保険開始時の平成12年4月末において1,586名でしたが、14年経過後の平成26年4月末においては3,411名と約2.2倍に増加しています。

要介護認定者の増加に伴い保険給付費は、平成12年度において21億4千万円であったものが、平成25年度では約2.6倍の56億円となり、保険給付費の増加は、保険料の上昇につながることから、適正な保険給付を行うことが必要です。

現状の給付費の推移等の把握と分析を行いながら、ケアプラン及び住宅改修の点検、長野県国民健康保険団体連合会から提供される情報に基づく医療情報の突合等の適正化事業を行っています。

また、平成29年度までには、要介護認定者のうち、要支援1.2の方の訪問介護、

通所介護について、介護保険サービスから地域支援事業に移行することから、関係市町村に委託している地域支援事業の充実を図るとともに、可能な限り住み慣れた地域で、医療、介護サービスが受けられる地域の包括的な支援・サービス提供体制である地域包括ケアシステムの構築が必要です。

(3) 今後の方針と施策

- 1 要介護認定者及び保険給付費等の変動要因を分析し、国・県における介護保険に関する情報収集に努めるとともに、ケアプラン内容等の適正化を図り、介護保険事業の安定的な運営に努めます。
- 2 大北圏域介護保険事業者連絡協議会と連携して、介護サービス事業者間の連絡調整を図り、円滑な介護サービスの提供に努めます。
- 3 サービス基盤の整備については、関係市町村と協力し、民間事業者等を含め、サービスの充実・整備に努めます。
- 4 介護支援専門員や介護サービス提供者等に対する研修を実施し、介護サービスの質の向上に努めます。
- 5 関係市町村に委託している地域支援事業の充実を図り、元気な高齢者の増加を図るため、地域包括ケアシステムの構築に努めます。
- 6 介護保険事業計画や介護予防等に係る情報を、介護保険広報紙「井戸端かいご」などに掲載し、住民に情報提供を行い、介護保険の啓発等を行います。

6 消防に関すること

(消防団に関する事務並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く)

(1) 経緯

大北地域における常備消防体制は、昭和 47 年度に策定した「大北地域広域市町村圏計画」により、大北地域を一本化した常備消防体制とすることが位置づけられました。

これにより、昭和 60 年に「大北広域消防本部」が発足し、関係市町村及び消防団と連携を図り、地域の安全の確保に努めてきました。

常備消防の主な経緯

年 月	内 容
昭和 60 年 4 月	消防本部、大町消防署及び北部分署設置、「大北広域消防本部」発足
62 年 4 月	南部分署設置、消防職員定数 85 名
平成 元年 4 月	南北分署を消防署に格上げ 隊員 22 名による消防救助隊発足
7 年 4 月	救急救命士による高度化救急業務運用開始
8 年 4 月	職員定数 3 名増員、消防職員定数 88 名 緊急消防援助隊結隊、22 名任命
9 年 4 月	組織名称を「北アルプス広域消防本部」に改称
12 月	30 メートル級はしご付消防自動車整備
26 年 3 月	消防救急無線デジタル化移行及び高度通信指令システム導入 通信指令室統合運用開始
4 月	職員定数 1 名増員、消防職員定数 89 名

(2) 現状と課題

消防行政を取り巻く環境としては、近年の社会経済の急速な発展に伴い、交通網の発達、高齢化等による災害時要配慮者の増加など、社会環境の変化に伴い消防防災業務は複雑、多様化するとともに、業務量も年々増加し特に救急出動件数は、年間 3 千件を越え広域常備消防体制発足時の約 4 倍となっています。

このため、消防力の計画的な整備が重要となりますが、財政面で国の補助基準の要件に該当する事項が少なく、独自の財源により整備を進めざるを得ない状況となっていることが課題となります。

職員の教育においては、災害の複雑・多様化に対応すべく、消防技術、知識の伝達等の教育を行ってきたところですが、今後短期間のうちに多くの消防職員が定年退職を迎えることから、消防技術、知識の維持向上が重要な課題となります。

火災予防をはじめとする災害予防対策においては、少子高齢化及び人口減少によ

り、消防団員の確保等をはじめとする地域防災力の低下が懸念されるとともに、災害時要配慮者の増加が見込まれることから、住宅防火対策の推進と防災対策の普及啓発の推進が必要となります。

(3) 今後の方針と施策

住民の生命、身体及び財産を災害から守り、住民が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、関係市町村の消防団や関係機関と緊密な連携の強化を図り、複雑・多様・高度化する災害に的確に対応できるよう、次の事業及び施策を推進します。

- 1 国が示す消防力の整備指針を基に地域の実情を十分に考慮した消防力の計画的整備
- 2 関係市町村の消防団との一層の連携強化・協力体制の充実強化
- 3 火災予防の啓発と住宅及び社会福祉施設等における防火対策の推進
- 4 大規模な地震等の自然災害に備えた地域防災力の取り組み
- 5 災害時要配慮者等への支援対策の取り組み
- 6 救急業務及び救助業務の高度化の推進
- 7 地域内の救急医療機関との連携強化及びメディカルコントロールの推進
- 8 社会情勢の変化に対応した情報通信システムの整備と情報の管理
- 9 予防業務の高度化、複雑化に対応した予防要員の資格制度の導入
- 10 職員の資質向上と再任用職員の採用を含め、専門的知識を有する職員の確保・養成
- 11 消防の広域化の研究

7 広域的なごみ処理の推進に関すること

(1) 経緯

環境省（旧厚生省）では、平成9年1月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（新ガイドライン）」を策定し、同年5月に「ごみ処理の広域化計画について」を各都道府県に通知しました。この中で、新ガイドラインに基づき、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出を削減するとともに、公共事業のコスト縮減を図ること等を目的として、ごみ処理の広域化計画を策定するように通知されました。

これによる焼却施設の整備では、100トン／日以上処理能力であることが施設整備の補助要件とされ、大北地域では、平成10年8月に「大北地域広域市町村圏ごみ処理広域化計画」を策定し、施設の集約化を図ることとし、平成11年2月に「大北地域ごみ処理広域化計画推進協議会」を発足して、ごみ処理の広域化に向けて検討を進めてきました。

平成15年度には、池田町及び松川村は、これまでの経緯から他地域自治体との構成による一部事務組合で広域的なごみ処理を推進していくことになり、「大町市（旧八坂村及び旧美麻村を含む）・白馬村・小谷村」の3市村による広域処理を進めることになりました。

また、同年度には「ごみ処理広域化基本構想」を、平成16年度には、ごみ処理広域化の基本理念、基本方針及び目標をまとめた「ごみ処理広域化基本計画」を策定しました。

平成18年度には、広域ごみ処理施設の処理方式や施設規模についてまとめた「ごみ処理施設基本計画」を策定するとともに、ごみ処理施設建設候補地を白馬村内に選定し、住民説明会等を開催しましたが、住民同意を得るに至らず、平成21年2月、候補地において事業推進することを断念しました。

新たな手法による検討として、学識経験者や公募による住民代表で構成する「ごみ処理施設検討委員会」により「ごみ処理広域化基本計画」の見直しを行うとともに、できる限りの透明性と公平性を確保した上で建設候補地を大町市内に選定しました。

しかし、施設計画の内容などを地元地区に説明する機会を十分得ることが出来ないまま、施設受け入れ反対の表明を受け、再度、建設候補地を断念し、改めて選定を行うこととしました。

新たな建設候補地の選定では、住民生活や産業基盤として一般廃棄物処理施設は必要かつ欠くことのできない施設であること、また、最新の技術による施設は安全性が十分確保されていることなどについて住民理解を得るため、専門家による講演会や先進施設の見学会を実施し、地区住民が総意として、施設建設を受け入れることを要件とした候補地の推薦を求め、平成24年10月には、地域振興策を含め、真摯な協議を経て3市村から6か所の地区について推薦を得ることができました。

建設予定地選定会議は、全部で 11 回開催され、自然環境、防災など専門的な分野について、それぞれ専門家からご意見とご助言をいただき、必要な情報の整理と確認を進め、総合的な判断により、最も適地として大町市平源汲地区を選定しました。

(2) 現状と課題

ごみ処理広域化対象区域の 3 市村（大町市・白馬村・小谷村）のうち、大町市ではごみ焼却施設及び最終処分場が、白馬山麓環境施設組合（白馬村・小谷村）ではごみ焼却施設が整備されていますが、ごみ焼却施設は 2 施設とも施設建設から 30 年近く経過し、老朽化が進んでいることから、施設の集約化による、早急な更新が必要となっています。

一般廃棄物処理施設の状況

事業主体	施設名称・種類	施設規模	処理方式	供用開始
大町市	大町市環境プラント (ごみ焼却施設)	34.5t/ 炉 /24 h ×2 基 (69 t / 日)	流動床式	昭和 63 年 4 月 (平成 12~13 年度 DXN s 対策工事)
	大町市環境プラント リサイクルパーク (資源化施設兼スト ックヤード)	ペットボトル : 0.5 t /5h その他プラ :2.5 t/5h	圧縮梱包 保管	平成 12 年 4 月
	大町市グリーンパー ク (最終処分場)	50,500 m ³	埋立 (セル 方式)	平成 9 年 4 月 (平成 20~21 年度 第 2 期工事)
白馬山麓 環境施設組合 (白馬村・小谷 村)	白馬山麓清掃センタ ー(ごみ焼却施設)	30t/ 炉 /16h × 1 基	流動床式	昭和 60 年 4 月 (平成 11~12 年度 DXN s 対策工事)
	白馬山麓清掃センタ ー(不燃物処理施設)	5t/5h	破碎選別 圧縮	昭和 60 年 4 月

一方、3 市村では、ごみの分別徹底や生ごみ処理器の購入補助等を通じ、ごみの排出量削減や資源化の取組が進められていますが、循環型社会形成を推進するためには、分別品目の統一化や分別収集の徹底等について、早急に検討を進めていく必要があります。

また、「大町市グリーンパーク」(最終処分場)の使用期限が平成38年度となっていることから、以降の最終処分場の確保の方向性について検討を進めていく必要があります。

(3) 今後の方針と施策

建設予定地である大町市平源汲に、平成 29 年度本格稼働を目標年度とした熱回収施設建設を具体的に推進します。

リサイクル推進施設の整備では、大町市環境プラントリサイクルパークを広域連合が取得し、白馬村に新たなリサイクルセンターを設置することとします。

一般廃棄物処理施設は、住民生活や地域の経済活動に不可欠な施設として整備を進めるとともに、リサイクルや分別品目の統一、収集方法等につきまして、3 市村と様々な協議を進め、広域的なごみ処理を推進します。

最終処分場の確保の方向性について、検討を進めます。

8 職員の共同研修及び派遣研修に関すること

(1) 経緯

少子高齢化及び人口減少、高度情報化、地方分権の推進、厳しい行財政環境及び多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応し、豊かさ、ゆとり及び安心を実感できる地域社会の実現に向けた市町村の役割は大変重要となっています。

市町村が限られた財源で効率的に行政諸施策を進めるため、職員研修として能力開発と一層の資質向上に取り組んできました。

(2) 現状と課題

関係市町村及び広域連合では、職員の能力開発と資質向上のため、各種研修会を受講する機会を設け、人材の育成に努めています。

広域連合には地方分権の受け皿として、また広域行政の一層の推進に向け、関係市町村職員の共通認識の醸成や、個々の市町村では対応が困難な高度で専門的な知識・技能などの共同研修の開催、市町村等との相互派遣研修による職員交流の機会が求められています。

(3) 今後の方針と施策

関係市町村及び広域連合職員の資質向上と住民サービスの向上に努めるため、関係市町村等の研修の状況とニーズを把握し、個々の市町村では対応が困難な、高度で専門的な研修及び広域行政を推進するための共同研修を関係市町村と検討します。

職員の能力等の向上と関係市町村や福祉施設等との相互の理解・交流を深めるため派遣研修を行います。

9 広域的施設の設置、管理及び運営に関すること

ア 葬祭場

(1) 経緯

昭和 48 年 10 月に「大北葬祭センター」を共同設置し、その後 30 年余が経過し、施設の老朽化が進む中で、大北地域の担当職員による検討組織を大北地域広域市町村圏事務組合に設置して検討を行いました。

その結果に基づき、平成 12 年度調査、平成 13 年度建設、平成 14 年 2 月に名称を「北アルプス広域葬祭場」に改め、新施設（人体用 3 炉、ペット用 1 炉）が稼動しました。

また、葬祭場の主要な業務である受付業務と火葬業務を別事業者への委託形式によりこれまで運営してきましたが、平成 25 年度から指定管理者制度を導入し、統一的な管理運営を行っています。

(2) 現状と課題

葬祭場の火葬炉は、定期的、計画的に修繕を行ってきましたが、建設後 10 年以上経過し、補修対応では困難な状況となったことから、平成 25 年度から 1 年に 1 炉ずつ耐火レンガの全面積替えなどを行っています。

また、火葬炉以外の設備や施設も計画的な修繕・更新を行う必要があります。

金属やビニール製品などの副葬品による火葬炉や環境対策設備への影響も懸念されるため、利用にあたっての注意事項等を利用者に周知する必要があります。

葬祭場の運営は、平成 25 年度から指定管理者が行っていますが、これまで順調に運営がされています。しかし、公の施設であることに変わりないことから業務実施状況等を毎年度評価するとともに、住民サービスの向上に努める必要があります。

(3) 今後の方針と施策

指定管理者制度を導入しましたが、公の施設であることに変わりないことから、これまでと同様、生活改善意識や環境保全意識の高揚に対応した施設運営を行うとともに、故人を偲び安らぎのある、人生の終焉にふさわしい施設管理に努めていただけるよう、指定管理者の業務実施状況等を適宜確認します。

指定管理者への指定期間終了前に、次期指定管理者の選定を行う必要があることから、事業者選定にあたっては、住民サービスの向上や市町村負担の軽減に十分配慮します。

施設の延命化を図るため、副葬品の制限など利用にあたっての注意事項等の広報活動に努めるとともに、施設点検等による定期的・計画的な修繕等を行います。

イ 大北福社会館

(1) 経緯

大北福社会館は、社会福祉を中心とした教育文化・自治活動のための施設として昭和 50 年 4 月に設置されました。

団体等の会議室利用のほか、館内に事務所を置く広域連合、大北社会福祉事業協会、北安曇教育会、大北市町村教育委員会連絡協議会の団体が入居しています。

また、平成 15 年度からは会議室の貸し出し単位を、半日単位から時間単位に変更しましたが、館内に入居している団体以外の利用が減少したことなどから、平成 26 年度から予算を民生費から総務費に移行しました。

平成 24 年度に大北福社会館耐震化・大規模改修研究委員会を設置し、大北福社会館の今後の方向性について検討していただきました。検討材料として、平成 25 年度には耐震診断を実施し、その結果、震度 6～7 程度の規模の地震において倒壊、又は崩壊する危険性があることが判明しました。この診断結果のほか、会議室の利用状況や確保などを踏まえ、現施設の耐震補強と必要最小限の改修を実施することになりました。

(2) 現状と課題

大北福社会館耐震補強等工事は、平成 25 年度に実施した耐震診断の結果を受け、平成 26 年度実施設計書を作成し、平成 28 年度に耐震補強と併せて必要最小限の改修工事を行う計画となっています。

なお、今後も適切な維持・管理を行う必要があります。

(3) 今後の方針と施策

大北福社会館耐震補強等工事の実施にあたっては、利用者の安全に配慮します。

工事完了後においても、社会福祉・教育文化・自治活動の向上のため会館の維持・管理に努めます。

ウ 視聴覚ライブラリー

(1) 経緯

大北地域の学校教育及び社会教育における視聴覚の振興を図るため、昭和 49 年 4 月に大北地域広域市町村圏事務組合が大北視聴覚ライブラリーを設置しました。

なお、従前区域内の小・中学校で構成していた北安曇視聴覚教育協会は、大北視聴覚ライブラリーに統合され、平成 14 年度の機構改革により、教育機関から生涯学習の支援機関としての視聴覚ライブラリーに編成しました。

(2) 現状と課題

視聴覚ライブラリーでは、当地域の学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、次に掲げる事業を行ってきました。

- 1 学校、社会教育施設等に対する視聴覚機材、教材の供給
- 2 視聴覚機材、教材に関する解説資料等の作成・配布
- 3 視聴覚機材、教材の利用に関する研修の実施
- 4 映写会、展示会等の開催
- 5 視聴覚機材、教材の利用に関する指導
- 6 視聴覚教材の制作、視聴覚機材の補修
- 7 その他視聴覚教育に関する機関、団体との連携

団体等に対し視聴覚教材、機材を提供し、その利用の促進を行ってきましたが、新しい教育メディア教材の出現、高性能化等によって、16 ミリ映画フィルムを中心とした映像機材の利用や映写会への参加者が減少していることから、ホームページに機材・教材の貸出品リストを掲載するとともに、インターネットからも利用申込ができるよう環境の整備を図りました。

しかし、時代の変化や視聴覚教育の変容に伴い、視聴覚機材・教材の利用が減少していることから、今後の視聴覚ライブラリーの運営方法やあり方について検討していく必要があり、以下のとおり、視聴覚ライブラリーの利用促進及び今後の運営方法やあり方について検討を行いました。

平成 23 年度

- ・視聴覚ライブラリー運営委員会の専門部会である学校教育部会及び生涯学習部会を開催して、機材・教材の利用状況の説明及び利用促進の働きかけ

平成 24 年度

- ・平成 23 年度に引き続き、機材・教材の利用状況が年々減少していることの説明及び利用促進の働きかけ
- ・平成 25 年度以降の、毎年度購入してきた教材のビデオ購入中止の協議・検討
- ・教材等の利用状況の減少を踏まえて、視聴覚ライブラリーのあり方を検討（視聴覚ライブラリーの廃止及び機材・教材の無償譲渡先の検討）

平成 25 年度・平成 26 年度

- ・教材のビデオ購入の中止、教材・教材の無償譲渡引受け先の検討

(3) 今後の方針と施策

今後の視聴覚ライブラリーの運営方法やあり方などについて、視聴覚ライブラリー運営委員会及び専門部会において検討します。

エ 養護老人ホーム（鹿島荘）

(1) 経緯

養護老人ホーム鹿島荘は、前身の大町市養護老人ホームが老朽化したため、大北地域の住民の要望にこたえ、昭和50年6月に当地域で共同設置することを決定し、昭和51年6月に竣工し、「鹿島荘」と改称しました。

築後30年余が経過し、施設の老朽化等により平成23年7月全面改築事業に着手、平成25年3月に全室個室化して竣工しました。（利用定員：措置50人、短期6人）

鹿島荘の全面改築事業が完了し、鹿島荘の運営状況を明確にするため、グループホームひだまりの家とともに、平成26年度より一般会計から老人福祉施設等事業特別会計へ移行しました。

(2) 現状と課題

全面改築事業により全室個室化となり、入所者の尊厳が保たれ、心身ともに健康で心豊かに生きがいを持って充実した生活を送られるよう配慮した施設環境となっていますが、入所者の高齢化、要介護認定者の増加並びに日常生活動作の低下などにより、食事、排泄、移乗等、職員による介助割合が年々増加しています。

介護保険法の改正により、養護老人ホーム入所者も介護サービスの利用が可能になり、要介護認定を受けた入所者は、外部サービスの訪問介護サービス等を利用していますが、近年、要介護認定者の増加に伴い、介護保険制度の動向を見据えながら、利用者のニーズに適切な対応を行うため、介護保険事業所の設置が必要となっています。

今後も、入所者の生活支援の向上に努めるとともに、地域の皆さんやボランティアとの交流を通じて、地域に開かれた施設、入所者の自立を支える施設運営をしていく必要があります。

(3) 今後の方針と施策

入所者の心身状態の変化や尊厳に配慮しながら、心の通った生活支援及び介護サービスの提供を図るため、積極的に職員研修を行い職員の資質向上に努めます。

要介護認定者のニーズに応えるとともに収入確保が見込める介護保険事業所の設置を検討し、より効率的で適切な施設運営のあり方について協議します。

地域住民をはじめボランティアなどとの交流を積極的に行い、地域社会との関わりを重視し、地域に根ざした明るく開かれた施設づくりを進めます。

オ 介護老人保健施設（虹の家）

(1) 経緯

老人保健施設虹の家は、平成9年4月に中間施設として設置され、大町市に委託をする形で運営してきました。

また、平成12年4月からは介護保険法の施行に伴い、介護老人保健施設虹の家と改称し、契約入所、短期入所及びデイケアの各サービスを提供する事業所となりました。

(2) 現状と課題

利用者の介護の重度化、医療処置の増加や在宅介護の多様化・複雑化から入所期間が長くなる傾向となっています。施設の理念である自宅での生活継続のための施設としての役割の遂行に努めています。しかし、季節による利用率に変動が多く、年間を通して安定した利用率の向上が課題となっています。

また、施設設置後17年が経過し、経年劣化による建物の修繕、ボイラーやナースコールなど付帯設備の更新が必要となっています。

(3) 今後の方針と施策

心の通った介護サービスを提供するため、個々の利用者の意思を尊重し、能力に応じた日常生活が営めるように、提供するサービスの質の向上に努めます。

市立大町総合病院や介護支援専門員との綿密な連携を図り、年間を通して利用率の向上に努めます。

建物の補修や付帯設備の更新などは、計画的に進めます。

カ 認知症対応型共同生活介護を実施するための共同住宅(ひだまりの家)

(1) 経緯

平成12年4月の介護保険制度開始を契機として、高齢者福祉制度の大幅な見直しや、今後予想される高齢者福祉の需要を考慮し、大北の北部・南部で整備が図られている「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」の設置・運営について検討され、関係市町村の介護サービスの平準化を図るため、中部においては当広域連合が養護老人ホーム鹿島荘に併設し、平成14年4月から定員6名で事業を開始しました。

その後、認知症高齢者が増加するなかで効率的な施設運営を図るため、平成22年4月に3床増床し定員を1ユニット単位の9名にしました。

更に、平成25年4月からは、施設名称を「グループホームひだまりの家」に改称し、平成26年度からひだまりの家運営状況を明確にするため、養護老人ホーム鹿島荘とともに老人福祉施設等事業特別会計へ移行しました。

(2) 現状と課題

全室個室のゆったりとしたスペースを確保し、自然採光を取り入れた明るく安らぎと、個人のプライバシーに十分配慮した施設となっています。

家庭的な環境の中で、利用者と職員の共同生活で食事・入浴・排泄等の介護や機能訓練を行うなど、個々の利用者に合ったサービスを提供し、認知症の進行を穏やかにし、安心して生活ができる施設にする必要があります。

今後も、入所者の介護サービスの向上に努めるとともに、地域の皆さんやボランティアとの交流を通じて、地域に開かれた施設運営をしていく必要があります。

(3) 今後の方針と施策

利用者の意思と人格を尊重し、人間としての尊厳が保たれ、認知症の進行を穏やかにし、精神的にも安定して健康で明るい生活が送れるよう、心の通った介護サービスを提供するため積極的に職員研修を行い、職員の資質向上と質の高いサービス提供に努めます。

地域や家庭との結び付きを重視し、明るく家庭的な雰囲気を持するとともに、関係市町村、医療機関及び保健・福祉サービス機関との連携を密にするるとともに、地域密着型施設として他の介護保険施設との連携強化に努め、併設の養護老人ホーム鹿島荘とともに地域に根ざした明るく開かれた施設づくりを進めます。

キ 平日夜間急病医療センター

(1) 経緯

小児科・内科の救急医療は、小児患者を含む軽症者が休日、夜間の時間外に緊急外来を訪れることによる時間外病院集中により、救急患者の診療に影響を及ぼすとともに、病院勤務の小児科医師の負担が増大し、小児救急医療から医師が撤退する原因にもなっています。

そのような中、平成 17 年 3 月に長野県包括医療協議会大北支部長（現在は「大北地域包括医療協議会会長」）から北アルプス広域連合長へ「平日夜間救急医療体制整備」の取組みの要請があり、広域連合で協議・検討した結果、大北地域の平日夜間における救急医療体制が必要であるとして、平成 17 年 12 月に大北医師会など関係機関・関係市町村で「(仮称) 平日夜間救急医療センター設立準備会」を設置・検討し、平成 18 年 4 月大町共同福祉施設「フレンドプラザ大町」1 階に「北アルプス平日夜間小児科・内科急病センター」を開所しました。

(2) 現状と課題

「北アルプス平日夜間小児科・内科急病センター」への受診者は年々減少していますが、冬期間はインフルエンザ等の流行病により一時的に急増する傾向にあります。

医師は、大北医師会において開業医や勤務医の中から当番制で勤務いただいておりますが、内科、小児科の医師のみでは診療体制が維持できない状況です。

(3) 今後の方針と施策

二次救急病院との機能分担を確立し、さらに両者の連携を図ることにより、救急医療の提供・受診体制を確保します。

地域住民の平日の夜間における診療体制を維持するため、大北医師会や関係市町村等と連携し、広報などにより地域住民へ周知します。

当急病センターに勤務いただいている医師を対象とした研修会や意見交換会等を開催し、診療体制の維持に努めます。

10 市立大町総合病院併設施設（感染症病床）の維持管理に関すること

(1) 経緯

平成5年に大北伝染病舎（鉄骨造 244.44 m²）を市立大町総合病院に併設して整備し、業務を市立大町総合病院に委託しました。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が平成11年4月に施行され、伝染病予防法が廃止されたことに伴い、名称を「感染症病床」に改めました。また、新法では総合的な感染症予防対策と医療の充実を図るため、県が指定した第二種感染症指定医療機関で隔離治療を行うことになりました。そのため、県から指定を受けた市立大町総合病院に感染症病床を無償で貸与しています。

なお、建設時に借入れた地方債（25,700千円）の返済については、平成18年度に起債残高を一括して繰上償還（期限平成34年度まで）しました。

(2) 現状と課題

県から第二種感染症指定医療機関の指定を受けた市立大町総合病院に隔離治療施設として無償で貸与しています。

(3) 今後の方針と施策

感染症患者の隔離治療施設である感染症病床は、県の指定医療機関である市立大町総合病院へ感染患者の隔離治療施設として無償で貸与します。

施設建設に伴う起債償還が終了していることから、施設の移譲について市立大町総合病院と協議してきましたが、引き続き検討します。

11 病院群輪番制病院運営費補助事業に関すること

(1) 経緯

昭和 55 年度から現在の市立大町総合病院と厚生連安曇総合病院が、大北地域の休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、輪番制で患者の受け入れを行っています。

なお、本事業に係る補助事業は、平成 17 年度から国庫補助負担金の見直しにより一般財源化され、地方交付税により措置されることになりました。

(2) 現状と課題

病院群輪番制病院運営費補助事業については、2 病院で休日及び夜間、当地域内の地域的なバランスに配慮し、常時 1 つの病院による二次救急医療体制を確保しています。

(3) 今後の方針と施策

当地域の休日及び夜間における、入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため補助制度を継続することにより、二次救急医療体制が円滑に機能し、住民が安心して二次救急医療を受けられるよう救急医療機関と連携を図り推進します。

12 在宅当番医制補助事業に関すること

(1) 経緯

大北地域の休日における入院治療を必要としない住民の医療を確保するため、昭和 57 年度から初期救急医療を大北医師会に委託して当番医制で行っています。

なお、本事業に係る補助事業は、平成 16 年度から国庫補助負担金の見直しにより一般財源化され、地方交付税により措置されることになりました。

(2) 現状と課題

在宅当番医制補助事業については、当地域を内科は 3 ブロックに、外科・整形外科は 1 ブロックにより運営し、休日の地域的なバランスに配慮し常時 1 つの医療機関による、休日の初期救急医療体制を確保しています。

(3) 今後の方針と施策

初期救急医療体制が円滑に機能し、住民が安心して救急医療を受けられるよう大北医師会と連携を図り、休日における治療を必要とする患者の医療の確保に努めます。

13 在宅歯科当番医制補助事業に関すること

(1) 経緯

大北地域の休日における住民の緊急歯科診療を確保するため、平成 18 年度から大北歯科医師会に委託して当番医制で行っています。

(2) 現状と課題

在宅歯科当番医制補助事業については、当地域を 1 ブロックにより運営し、休日（休日・祝日の午前中）に常時 1 つの歯科医療機関による、緊急歯科診療体制を確保しています。

(3) 今後の方針と施策

緊急歯科診療体制が円滑に機能し、住民が安心して緊急歯科診療を受けられるよう大北歯科医師会と連携を図り、休日における緊急歯科診療の確保に努めます。

14 福祉施設等の建設に対する財政援助に関すること

- ア 特別養護老人ホーム
- イ 救護施設
- ウ 介護老人保健施設
- エ 療養型病床群
- オ 認知症対応型共同生活介護を実施するための共同住宅（グループホーム）
- カ 介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）

(1) 経緯

大北地域住民の心身の健康保持、生活の安定のため、老人福祉法、生活保護法及び介護保険法に定める施設の整備に対して財政援助を行ってきました。

福祉施設等の建設に対する財政援助の状況

年 度	施 設	備 考
昭和 51 年度	特別養護老人ホーム「高瀬荘」	整備時
52 年度～61 年度		借入償還補助
56 年度～57 年度	救護施設「れんげ荘」	整備時
昭和 57 年度～平成 3 年度		借入償還補助
昭和 63 年度	特別養護老人ホーム「カトレヤ」	整備時
平成 2 年度	特別養護老人ホーム「高瀬荘」	整備時(増築)
3 年度～12 年 度		借入償還補助
6 年度	特別養護老人ホーム「白嶺」	用地取得時
7 年度～10 年度		借入償還補助
7 年度	特別養護老人ホーム「白嶺」	整備時
8 年度～27 年度		借入償還補助
10 年度	特別養護老人ホーム「ライフ」	整備時
11 年度	介護老人保健施設「孝松館」	整備時
12 年度	介護老人保健施設（グループホーム併設）「白馬メディア」	整備時
13 年度～15 年度	特別養護老人ホーム「白嶺」	増築用地取得費
13 年度～19 年度	安曇総合病院療養型病床群	借入償還補助
13 年度	ケアハウス「銀松苑」	整備時
14 年度	介護老人保健施設（グループホーム併設）「ライフ2」	整備時
15 年度	特別養護老人ホーム「カトレヤ」増床	整備時
16 年度	認知症対応型共同生活介護 「北アルプスの家」	整備時
18 年度	特別養護老人ホーム「銀松苑」	整備時
23 年度	特別養護老人ホーム「ライフ」	整備時
23 年度	認知症対応型共同生活介護 「ニチイケアセンター大町」	整備時

23年度	特別養護老人ホーム「高瀬荘」	整備時
平成24年度	特別養護老人ホーム「白嶺」	整備時
26年度	特別養護老人ホーム「ライフ松川」	整備時

(2) 現状と課題

平成10年度までは特別養護老人ホームと救護施設に対し財政援助を行っていました。平成12年度以降は介護保険法の施行に伴い、介護保険事業計画により、必要な施設サービスの見込みを立て、これにより施設整備を進めてきました。

今後も、地域の介護保険サービス供給量を推計するため、管内に新たな施設整備を予定している事業所の意向調査を実施するとともに、地域の需要については、関係市町村と協議し、必要に応じた基盤整備を行うために施設整備への財政援助が必要です。

(3) 今後の方針と施策

サービス提供機関である民間施設の誘致や施設整備にあたり、介護保険事業計画などの各種計画との整合性を図り、県や関係市町村と連携し、当地域にサービス量を確保するため必要な財政援助を行います。

15 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、広域連合が処理することとされた事務に関すること

(1) 経緯

「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)」に基づき、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務について、当広域行政組織が平成12年に広域連合へ移行したことに伴い、消防本部が事務処理を行うこととしました。

ア 火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関する事務

イ 液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務

(2) 現状と課題

火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関しては、立ち入り検査・許可事務を行い、液化石油ガス設備工事の届出の受理を行っています。

国では地方分権改革により、住民の役割を担えるようにするため、地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるよう、都道府県の事務・権限の市町村等への委譲等の取組を進めています。

(3) 今後の方針と施策

今後とも適正な検査及び許可業務を行うと共に、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例について、関係市町村と調査研究します。

国・県から権限の委譲を受けることにより、住民サービスの向上や当地域の振興・発展に必要な事務について、関係市町村と研究します。

16 情報処理システムの共同設置及び管理運営に関すること

(1) 経緯

平成 15 年度に、総合行政ネットワーク (LGWAN) に係る情報処理機器を、大町市総合情報センターに設置し、また、関係市町村等に端末を設置するなど、地域情報化に関する調査研究の成果として共同設置事業を実施してきました。

その後、業務システム情報処理機器の共同利用の調査研究による検討結果に基づき、関係市町村の情報処理システムの設置費及び運営管理費の軽減を図るために、平成 23 年 3 月 22 日に、関係市町村において「広域情報処理システム事業に関する協定書」を締結し（変更協定書の締結、平成 25 年 3 月 5 日と 8 月 21 日の 2 回）、以下のような情報処理システムの共同利用（大町市総合情報センターに設置）を実施したことにより、総額 2 億 3,979 万円余の軽減を図ることができました。

共同利用 業務シス テム名	運用開始	業務システム内容	業務システムの具体例
基幹系	平成 23 年 11 月	行政が業務を遂行するために不可欠な業務を処理するためのシステム	住民基本台帳、国民健康保険資格、児童手当、選挙、印鑑登録、固定資産税、軽自動車税等の処理
戸籍情報		現在戸籍等の戸籍関連事務を処理するためのシステム	戸籍専用コンピュータにより現在戸籍、除籍、附票及び人口動態調査票等の戸籍関連処理
情報系	25 年 4 月	汎用業務を遂行するためのシステム	財務会計、グループウェア、メール
住民基本 台帳ネッ トワーク	26 年 2 月	居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化するシステム	住民の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認を行う処理

(2) 現状と課題

業務システム等の情報処理機器は、機器の耐用年数などにより概ね 5 年程度で更新を行う必要があります。また、これらの機器の更新は高額であることから、関係市町村の財政負担の軽減を図るために、平成 23 年度より基幹系システム等の 4 つのシステムの共同利用を順次実施してきました。

共同利用運用開始後の概ね 5 年を目途に、機器の更新を検討する必要があります。

また、新たな情報処理技術の開発により、その他の業務システムの共同設置・利用など、共同化による効率的・効果的なシステム構築などにより関係市町村の財政負担の軽減を図る必要があります。

(3) 今後の方針と施策

今後も、広域的な地域情報化の推進に関する調査研究による検討結果に基づき、業務システム等の情報処理機器の管理運営について推進します。

17 広域的な観光振興に関すること

(1) 経緯

大北地域は、北アルプスや風光明媚な田園風景などをはじめとする、豊かな自然環境と自然景観豊かな観光資源に恵まれ、これらを活用し発展してきました。

しかしながら、長引く景気の低迷、旅行者の観光ニーズの多様化などにより、当地域を訪れる観光客は年々減少する傾向にあります。

そして、旅行者は観光エリアを広域的に捉えており、広範囲にかつ、多方面にわたり行動しようとしているため、単に観光地や市町村独自の観光振興のみでは、旅行者の需要に対応しきれない状況となり、広域的な対応が望まれるようになりました。

このような状況の中、平成 14 年度に広域的な観光振興に関する研究委員会を設置し、広域観光について調査研究を進めてきました。

その後、国・県の財政支援を積極的に活用して、広域的な観光振興のため、以下の事業を実施しました。

平成 22 年度

- ・大北地域の広域観光 DVD の作成、広域観光パンフレット、観光素材集の作成及びガソリンスタンドやコンビニエンスストアを観光インフォメーションと位置付けての配布

平成 23 年度

- ・大北地域の観光情報パンフレット、エリアロードマップの作成及び配布
- ・北アルプス山麓ブランド認定品等の流通体制の構築

平成 24 年度

- ・大北地域内の日帰り温泉施設パンフレット作成及び配布
講演会の開催
- ・北アルプス山麓ブランド認定品等の流通体制の構築とブランド品の販売促進
- ・大北地域の観光やイベント情報等を大北地域内外に発信するためのラジオ番組の制作及び放送（10 月～3 月）

平成 25 年度

- ・北アルプス山麓ブランド認定品等の流通体制の構築とブランド品の販売促進
- ・大北地域の観光やイベント情報等を大北地域内外に発信するためのラジオ番組の制作及び放送（4 月～9 月）

(2) 現状と課題

観光関連産業は重要な産業であり、サービス業従事者の多い当地域にとって観光振興を図ることが、地域活性化のために特に必要です。

そして、高速交通網の整備による旅行者の移動範囲の広域化、ニーズの多様化、高度化などに対応するために、従前の「点」でのアピールを、関係企業や各機関が

協働し「線」「面」での価値創造をすることで、「北アルプスと山麓の魅力＝地域の魅力」を発信し、誘客と共にサービスレベルの向上を図ることが求められています。

今後は、「国営アルプスあづみの公園 大町・松川地区」・「リゾートビューふるさと」の活用・平成27年3月の北陸新幹線（長野経由）金沢延伸を契機とし、より一層JR西日本・東日本との連携強化を図ることなどにより、枠を越えた広域観光を統一的、戦略的及び能動的に推進する必要性があり、主要な駅からの2次交通の整備等への対応が課題となっています。

また、高速交通網が未整備の当地域への車での来訪者を更に増加させるためには、主要観光路線として重要である「松本糸魚川連絡道路（地域高規格道路）」の早期建設が不可欠です。

他地域における高速交通網の整備により、首都圏等からの日帰り旅行が増加しており、通過型観光エリアとならないための滞在型観光への取り組みが求められています。

広域的な観光振興は、関係市町村と観光関係者で組織し活動している北アルプス観光協会が主体となり、さまざまな活動を行っており、また、大糸線の利用促進及び利便性の向上については、関係市町村等で組織し活動している大糸線利用促進輸送強化期成同盟会が担っています。広域連合が行う広域的な観光振興は、これらの組織と連携を図りながら実施することが課題となっています。

(3) 今後の方針と施策

当広域連合は、観光客と大北地域の観光資源等とを結びつける仲介役として、以下のことを実施します。

- 1 国内外の観光客のニーズに合わせた広域観光パンフレットの作成や、インターネットによる観光情報の提供等の広域的誘客宣伝
- 2 北陸新幹線（長野経由）金沢延伸を契機としての、大糸線主要駅からの2次交通の整備に関する調査研究
- 3 松本糸魚川連絡道路の早期建設に対する要望
- 4 観光振興を図る上での基礎データとなる当地域を訪れる観光客の来訪目的、年齢層等の調査の実施
- 5 災害発生時に情報弱者と成り得る観光客への情報伝達手段の確立に向けた調査研究
- 6 北アルプス観光協会等の広域的な観光組織が実施する事業等との連携

18 養護老人ホーム等入所判定委員会に関すること

(1) 経緯

平成5年2月に大北地域広域市町村圏事務組合に老人ホーム等入所判定委員会を設置し、養護老人ホームと特別養護老人ホームへの入所判定事務を行ってきています。

平成12年4月の介護保険法施行以降は、特別養護老人ホームへの措置入所がほとんどなくなったことにより、主に養護老人ホームへの入所判定事務を定期的に開催してきています。

(2) 現状と課題

平成12年4月からの介護保険法施行に伴い、入所判定対象者が養護老人ホームと措置による特別養護老人ホームへの入所のみとなり、判定件数が大幅に減少しているため、年2回の定例開催と緊急時の持ち回り開催を行っています。

今後も、入所判定委員会においては、社会情勢の変化に対応し、養護老人ホーム等への入所措置の必要性を迅速かつ適正に判定し、高齢者福祉の推進に努めていく必要があります。

平成27年度からの介護保険法改正に伴い、軽度の要介護認定者の特別養護老人ホームへの入所については要件があり、その要件の適否について適切に関与する必要があります。

(3) 今後の方針と施策

社会情勢の変化により、今後、生活困窮者等の増加や、個人の尊厳と権利を重視した生活を希望される高齢者の増加が予測されることから、養護老人ホーム等への入所措置の必要性を適正に判定し、介護保険における軽度の要介護認定者の特別養護老人ホームへの入所については適切な関与に努めます。

入所措置要否の判定基準に基づき、公正な判定を堅持し、大北地域内の措置状況並びに待機状況等について、関係市町村・老人福祉施設等と緊密な連携を図り、正確な情報把握に努めます。

19 障害者総合支援法に基づく相談支援事業及び審査判定に関すること

(1) 経緯

障がいを持つ方々の支援については、過去の措置制度からノーマライゼーションの理念に基づき障がいを持つ方々自らが支援を選択する支援費制度、そしてそれまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で地域において安心して暮らせる社会を実現するために、障害者自立支援法が平成 18 年に施行され、そして、平成 25 年にはすべての国民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行されました。

この法律の施行により、障がいを持つ方々が必要とする障害福祉サービスの支給決定には、審査会による障害支援区分の決定を行うことが必要となりました。この障害支援区分については、障がいを持つ方々が日常生活または社会生活を営む上でどのような場面でどれだけの支援を必要とするかを調査し、主治医の意見を踏まえ、審査会で決定をするものです。

また、障がいを持つ方々の総合的な相談支援の実施が義務付けられ、障害福祉サービスの利用にはサービス利用計画の作成も併せて義務付けられています。

当地域では、広域連合において障害支援区分の認定事務を行い、また、関係市町村からの要請を受け、広域連合が相談支援事業を実施しています。

障害支援区分の認定事務は、障害支援区分認定審査会を設置し、審査会の事務局を広域連合が担い、審査及び判定（二次判定）を行ってきています。

また、相談支援事業については、各障害種別に応じた相談支援業務を行うことができる大北圏域障害者総合支援センターを中心に総合相談支援事業を実施しています。

(2) 現状と課題

審査会は、医師を含めた 1 合議体 5 人の委員体制で、平成 18 年度から平成 25 年度までに障害程度区分 882 件の審査判定を行っています。

障害者総合支援法の施行に伴う難病等の追加、精神疾患に伴う障害福祉サービス利用の増加、障害支援区分の導入等により、今後審査判定件数は増加していくことが予想されます。

相談支援事業については、これまで身体・知的・精神の 3 障害を基本に事業を進めてきていますが、発達障害を中心とする障がいを持つ児童の支援（ニーズ）が増加する中で社会資源の不足などもあり、大北地域全体の課題となっています。

また、住み慣れた地域で障がいの有無に関係なく暮らすという共生という基本理念の中、障がいを持つ方々の地域移行、地域定着ということが相談支援の中でも大きな課題となってきています。

(3) 今後の方針と施策

障害支援区分認定審査会については、効率的な運営、適正な審査判定を行うため、関係市町村との一層の連携を図るとともに、調査業務を担う関係市町村障害福祉担当者の資質向上に向けての研修などに取り組んでいきます。

相談支援事業については、前述した現状を踏まえ、今後ますます増えていくと思われる障害福祉支援のニーズに対応した相談支援体制の充実と相談支援事業のあり方について、関係市町村及び大北保健福祉圏域自立支援協議会、また事業の委託先である大町市社会福祉協議会とも十分協議を行って取り組んでいきます。

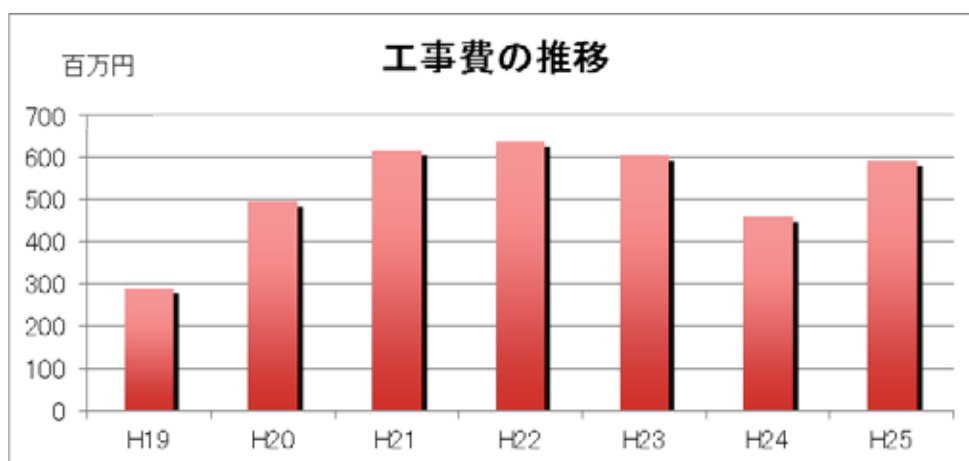
20 関係市町村が行う公共土木事業に係わる設計、積算及び工事監督に関する事務のうち該当市町村の長との協議により広域連合が処理することとなった事務に関すること

(1) 経緯

平成 19 年 4 月に北安曇土木振興会の事務が広域連合へ移管され、3 名体制で事務をスタートし、市町村で決定された公共土木事業の設計等を積極的に受託し、地域の実情に即した効率的な土木事業を推進してきました。

これまで市町村が不足する技術的な補完の役割を担ってきましたが、平成 21 年度の当初事務量が減少したことにより 2 名体制となりました。

(2) 現状と課題



工事費	228	497	616	638	605	461	592	単位:百万
箇所数	12	14	46	46	55	20	35	:件数

土木振興係の今後のあり方について、関係市町村と協議を行った結果、技術職の不足などから現体制を維持することとなりましたが、現体制を維持するためには一定の業務量の確保が必要です。

現状では、平成 26 年 7 月から道路法等の一部が改正され、道路施設の点検が義務化されたため、関係市町村は従来の事業執行に加え、点検に関連した調査や修繕工事等が必要となり業務量が増加する一方で、技術者の更なる不足が予想されます。

このような状況の中で、関係市町村への技術支援を行う土木振興係が果たす役割は益々大きくなり、人材を含めた効率的な運営が課題となっています。

(3) 今後の方針と施策

今後も、専門的・技術的な知識経験を活かし、関係市町村が実施する調査・設計や監督補助業務を受託するとともに、地域が求めるニーズに対応する体制づくりの

調査研究を行います。

災害時における迅速な対応を含め、業務の速やかな執行に努めるとともに、技術力の向上を図るために、他の団体との交流について検討します。

【資料】

1 北アルプス広域連合第4次広域計画策定委員会等委員名簿（敬称略）

（任期 平成26年7月11日～平成27年3月31日）

○計画策定委員会委員 13名

	氏名	所属 役職
委員長	市河 千春	大町市総務部企画財政課長
副委員長	平林 秀夫	松川村総務課長
委員	坂井 征洋	大町市総務部企画財政課企画調整係長
委員	中山 彰博	池田町総務課長
委員	大澤 孔	池田町総務課町づくり推進係長
委員	梨子田 大輔	松川村総務課政策企画係長
委員	平林 豊	白馬村総務課長（H26. 7. 11～H26. 10. 13）
委員	吉田 久夫	白馬村総務課長（H26. 10. 14～H27. 3. 31）
委員	太田 俊祉	白馬村総務課企画係長
委員	山田 光美	小谷村総務課長
委員	細澤 恵一	小谷村総務課企画財政係長
委員	村上 裕紀子	北安曇地方事務所地域政策課課長補佐兼企画振興係長
委員	草間 英樹	北安曇地方事務所地域政策課企画振興係担当係長

検討事項

- 1 広域計画総論・基本構想
- 2 基本計画全体

○課題別部会（総務企画防災部会）8名

	氏名	所属 役職
部会長	市河 千春	大町市総務部企画財政課長
副部会長	中山 彰博	池田町総務課長
部会委員	飯沢 義昭	大町市総務部消防防災課長
部会委員	丸山 稿	松川村総務課総括課長補佐兼総務係長
部会委員	松澤 孝行	白馬村総務課課長補佐兼総務係長
部会委員	太田 雄介	白馬村観光課観光係長
部会委員	関 芳明	小谷村総務課庶務係長
部会委員	細澤 恵一	小谷村総務課企画財政係長

検討事項（基本計画）

- 1 広域計画の期間及び改定に関する事
- 2 大北地域の広域行政の推進に関する事
- 3 ふるさと市町村圏事業の実施に関する事

- 4 広域的課題の調査研究に関すること
広域的な地域情報化の調査研究に関すること
その他広域にわたる重要な課題で第19条に規定する広域連合長が別に定める事項に関すること
- 5 消防に関すること（消防団に関する事務並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く）
- 6 職員の共同研修及び派遣研修に関すること
- 7 広域的施設の設置、管理及び運営に関すること
大北福社会館
- 8 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、広域連合が処理することとされた事務に関すること
- 9 情報処理システムの共同設置及び管理運営に関すること

○課題別部会（教育部会）5名

	氏名	所属 役職
部会長	沢口千央美	大町市教育委員会生涯学習課長
副部会長	鷺澤 美幸	小谷村教育委員会教育次長
部会委員	宮崎 鉄雄	池田町教育委員会教育課長
部会委員	大澤 浩	松川村教育委員会社会教育課長
部会委員	松澤 忠明	白馬村教育委員会教育課長兼スポーツ課長

検討項目（基本計画）

- 1 広域的施設の設置、管理及び運営に関すること
視聴覚ライブラリー

○課題別部会（建設産業部会）10名

	氏名	所属 役職
部会長	川上 武	大町市建設水道部建設課長
副部会長	丸山 正芳	松川村経済課長
部会委員	西沢美千夫	大町市産業観光部観光課長
部会委員	片瀬 善昭	池田町振興課長
部会委員	山崎 広保	池田町建設水道課長
部会委員	須沢 和彦	松川村建設水道課長
部会委員	篠崎 孔一	白馬村観光課長
部会委員	山岸 茂幸	白馬村建設課長
部会委員	上川 喜一	小谷村建設水道課長
部会委員	柴田 友造	小谷村観光振興課長

検討項目（基本計画）

- 1 広域的観光振興に関すること
- 2 市町村が行う公共土木事業に係る設計、積算及び工事監督に関する事務のうち当該市町村の長との協議により広域連合が処理することとなった事務に関すること

○課題別部会（環境衛生部会）5名

	氏名	所属 役職
部会長	村山 司	大町市民生部生活環境課長
副部会長	小田切 隆	池田町住民課長
部会委員	古畑 元大	松川村住民課長
部会委員	松澤 宏和	白馬村住民課環境衛生係長
部会委員	横澤 勲	小谷村住民福祉課長

検討項目（基本計画）

- 1 広域的なごみ処理の推進に関すること
- 2 広域的施設の設置、管理及び運営に関すること
葬祭場

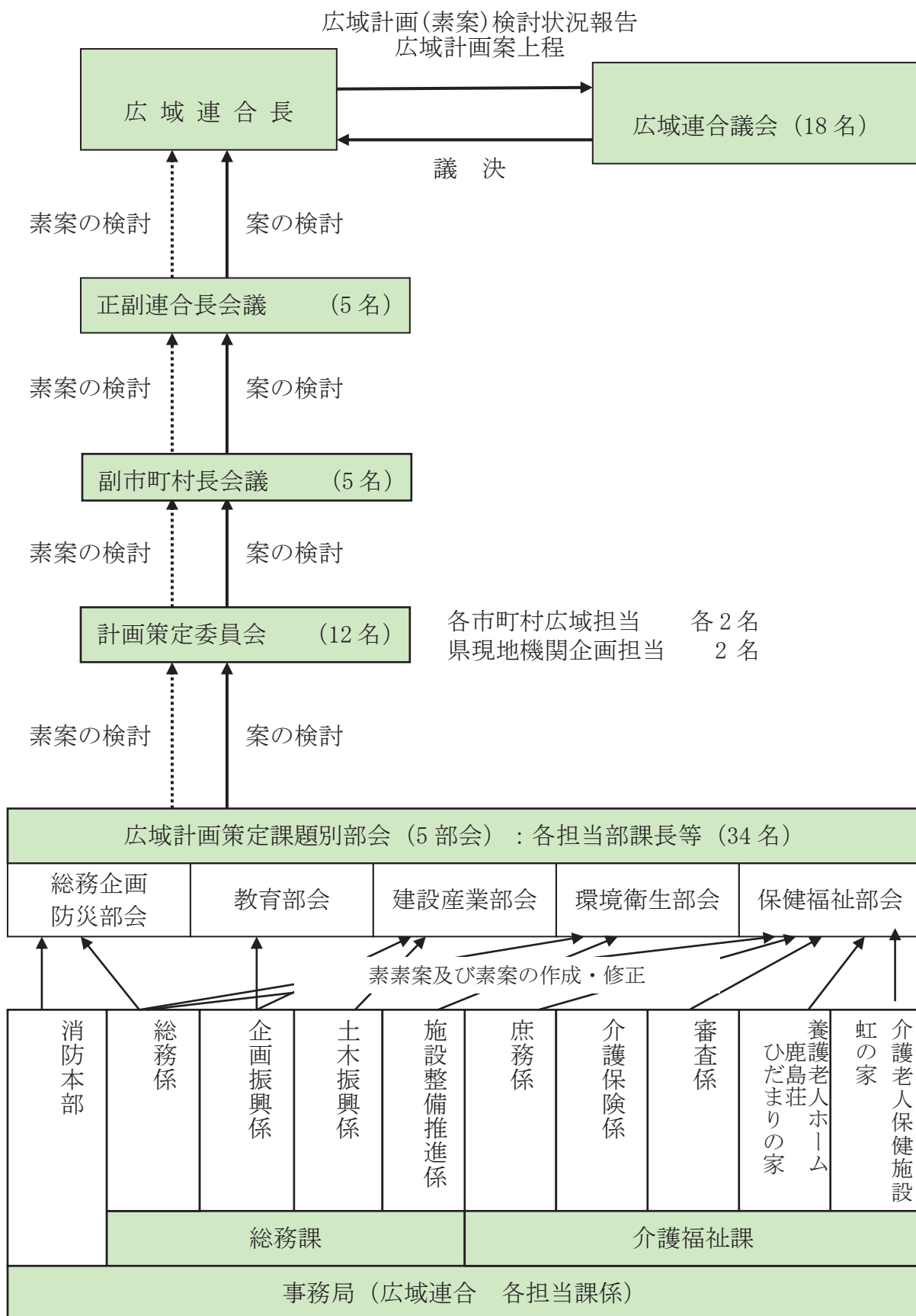
○課題別部会（保健福祉部会）7名

	氏名	所属 役職
部会長	塚田 茂	大町市民生部福祉課長
副部会長	吉田 久夫	白馬村健康福祉課長（H26. 7. 11～H26. 10. 13）
副部会長	太田 洋一	白馬村健康福祉課長（H26. 10. 14～H27. 3. 31）
部会委員	竹村 静哉	大町市民生部市民課長
部会委員	倉科 昭二	池田町福祉課長
部会委員	白沢 庄市	松川村福祉課長
部会委員	横澤 勲	小谷村住民福祉課長

検討項目（基本計画）

- 1 介護保険に関すること
- 2 広域的施設の設置、管理及び運営に関すること
養護老人ホーム（鹿島荘）
介護老人保健施設（虹の家）
認知症対応型共同生活介護を実施するための共同住宅（ひだまりの家）
平日夜間急病医療センター
- 3 市立大町総合病院併設施設（感染症病床）の維持管理に関すること
- 4 病院群輪番制病院運営費補助事業に関すること
- 5 在宅当番医制補助事業に関すること
- 6 在宅歯科当番医制補助事業に関すること
- 7 福祉施設等の建設に対する財政援助に関すること
- 8 養護老人ホーム等入所判定委員会に関すること
- 9 障害者総合支援法に基づく相談支援事業及び審査判定に関すること

2 北アルプス広域連合広域計画策定組織及び策定フロー図



3 北アルプス広域連合広域計画策定経過

実施時期	委員会・課題別部会等	内 容
平成 26 年 8 月 19 日	第 1 回課題別部会(保健福祉部会)	広域計画基本計画素案の検討
20 日	第 1 回課題別部会(総務企画防災部会)	広域計画基本計画素案の検討
20 日	第 1 回課題別部会(環境衛生部会)	広域計画基本計画素案の検討
21 日	第 1 回計画策定委員会	広域計画総論・基本構想素案の検討
21 日	第 1 回課題別部会(教育部会)	広域計画基本計画素案の検討
22 日	第 1 回課題別部会(建設産業部会)	広域計画基本計画素案の検討
9 月 30 日	第 2 回課題別部会(保健福祉部会)	広域計画基本計画素案の検討
30 日	第 2 回課題別部会(環境衛生部会)	広域計画基本計画素案の検討
10 月 2 日	第 2 回課題別部会(総務企画防災部会)	広域計画基本計画素案の検討
2 日	第 2 回課題別部会(教育部会)	広域計画基本計画素案の検討
8 日	第 2 回課題別部会(建設産業部会)	広域計画基本計画素案の検討
20 日	第 2 回計画策定委員会	広域計画総論・基本構想素案の検討 広域計画基本計画素案の検討
11 月 4 日	副市町村長会議	広域計画素案の協議
6 日	正副連合長会議	広域計画素案の協議
17 日	広域連合議会全員協議会	広域計画素案の説明、広域計画変更に伴う広域連合規約変更説明
12 月 9 日～16 日	関係市町村議会	広域連合規約の変更の議決
平成 26 年 12 月 22 日 ～ 平成 27 年 1 月 20 日	広域計画素案についての住民意見募集の実施	広域計画素案について広く住民の皆さんからの意見を募集
平成 27 年 1 月 5 日	長野県	広域連合の規約変更許可
1 月 28 日	第 3 回計画策定委員会	広域計画案の最終確認
2 月 3 日	副市町村長会議	広域計画案の協議 了承
6 日	正副連合長会議	広域計画案の協議 決定
19～20 日	広域連合議会	広域計画を原案どおり議決

4 北アルプス広域連合広域計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 北アルプス広域連合規約（平成12年長野県指令11地第1061号）第5条に規定する広域計画を策定するため、北アルプス広域連合広域計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、広域計画の策定に関する調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

(1) 北アルプス広域連合関係市町村の職員 各2名

(2) 北アルプス広域連合の区域に属する県現地機関担当 2名

(任期)

第4条 委員の任期は、広域計画策定の終了までとする。

2 委員に事故あるとき、又は欠けたときは、広域連合長は、補欠の委員を委嘱することができる。この場合において、当該委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その任務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(課題別部会)

第7条 委員会に、課題別部会を置くことができる。

2 課題別部会について必要な事項は、広域連合長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、北アルプス広域連合事務局が行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年4月27日告示第11号）

この要綱は、告示の日から施行する。

5 北アルプス広域連合広域計画策定課題別部会設置要綱

(設置)

第1条 北アルプス広域連合規約(平成12年長野県指令11地第1061号)第5条に規定する広域計画を策定するため、北アルプス広域連合広域計画策定委員会設置要綱(平成16年告示第10号)第7条の規定により北アルプス広域連合広域計画策定課題別部会(以下「部会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 部会は、広域計画の策定に関する調査及び研究を行う。

(組織)

第3条 部会は次のとおりとする。

- (1) 総務企画防災部会
- (2) 保健福祉部会
- (3) 環境衛生部会
- (4) 建設産業部会
- (5) 教育部会

2 部会委員は、北アルプス広域連合関係市町村の担当部課長等のうちから広域連合長が委嘱する。

(任期)

第4条 部会委員の任期は、広域計画策定の終了までとする。

2 部会委員に事故あるとき、又は欠けたときは、広域連合長は、補欠の部会委員を委嘱することができる。この場合において、当該委員の任期は、前任の部会委員の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会委員が互選する。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その任務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、北アルプス広域連合事務局が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成21年4月27日告示第12号)

この要綱は、告示の日から施行する

北アルプス広域連合広域計画(第4次)

平成27年3月発行

編集発行 北アルプス広域連合

〒398-0002 長野県大町市大町1058番地33

TEL(0261)22-6764/FAX(0261)22-7011

URL: <http://www.kita-alps.omachi.nagano.jp/>

北アルプス遊・交・学



北アルプス広域連合

大町市

池田町

松川村

白馬村

小谷村